



おつきいね！笑顔あふれる収穫祭

保育所と津地自治会がサツマイモ掘り交流



たくさん獲れてよかったね！

10月19日、津地市内の畑でひのっこ保育所と津地自治会とのサツマイモ掘り交流会が行われました。青空の下、保育所から36人の園児が参加し、6月に一緒に植えたサツマイモを津地自治会の皆さんと収穫しました。

サツマイモ掘りの後は、みんなで焼き芋を食べました。子どもたちは「おいしい」「甘い」と笑顔いっぱい。持参した袋に大きく育ったサツマイモを持ち帰り、大満足の収穫祭となりました。

“お笑い”で科学を楽しく学ぼう！

黒坂小学校でサイエンスショー



笑って楽しい実験の数々に児童は大満足

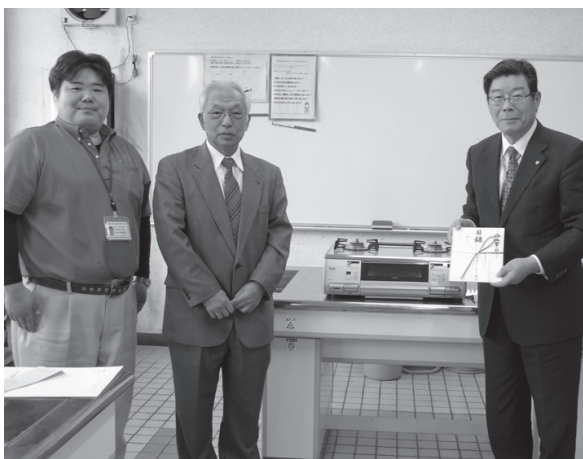
笑って楽しみながら科学実験をすることで、科学に興味をもってもらおうと、10月20日、黒坂小学校で、「笑ってタメになる、不思議なサイエンスショー」が開かれました。

お笑い芸人のボルトボルズの2人を招き、空気をミカンの皮など、身近にあるものを使った科学実験と漫才を織り交ぜながら、黒坂小学校の児童と楽しいひとときを過ごしました。

ボルトボルズの2人は、「実験のように考えながら答えを工夫することが大切。科学に限らず、いろんなことに興味を持ってほしい」と語りかけていました。

ガスコンロの素晴らしさ・料理の楽しさ知って

鳥取県LPガス協会が町へガスコンロを寄贈



料理教室などに役立てて

地域の行事や料理教室などに役立ててほしいと、一般社団法人鳥取県LPガス協会西部支部日野地区会（天崎直幸会長）が、10月14日、町山村開発センターを訪れ、ガスコンロ1台を寄贈しました。

寄贈されたガスコンロは、グリルや炊飯などができる多彩な調理機能、焦げつき防止などの安全機能があるのが特徴です。

贈呈式で景山町長は「最新式のガスコンロを寄贈してもらった。たくさん料理を作って楽しんでほしい」と話しました。

ふるさとのことば

～日野弁なんずかんず～ 第40回

「ほえる」

「うちの子は、ほんによおほえるだけえかなわんわ」。

「赤ん坊が泣くこと」を日野地域では「ほえる」と言います。調べてみると、出雲地方でも使われる表現のようです。赤ちゃんを犬にでも例えたように思いがちですが、「大声でわめく、どなる」ことも「ほえる」と言いますので、おそらくこちらの意味でしょう。現代の赤ちゃんの親世代からはあまり聞かれなくなりましたが、地域文化の記録（記憶）として紹介してみました。

日野弁ピックアップ「ほ」

- ほおける…ぼける。ぼんやりする。 ほおる…投げる／捨てる。ほえやっこ…鬼ごっこ／追いかけて。
- ほかす…捨てる／ポイと投げる。ほがみ…わき見。
- ほけ／ほせ…湯気／水蒸気。
- ほだらかす…おだてる／ごまかす／だます。
- ほんじげ…集落の中で元々からあった地域。
- ほんそご…大事に育てられた子。

協力：日野町歴史民俗資料館友の会

防災無線を使った、全国一斉の緊急伝達試験を行います

武力攻撃や災害時に、全国瞬時警報システム【通称：J-ALERT（ジェイ・アラート）】から送られてくる国からの緊急情報を、確実に皆さんへ伝えるため、11月29日（火）午前11時ごろに町内で緊急情報伝達手段の試験を行います。町が当日実施する試験は次のとおりです。

日時：**11月29日（火）午前11時ごろ**

内容：各家庭に設置してある受信機から定時放送と同じ音量で次の内容が一斉に放送されます。

**「これは、テストです（3回）」「こちらは防災日野町です」
⇒防災無線チャイム（以上）**

※日野町以外でも実施されます。

【問合せ先】役場総務課 担当 神崎（電話 72-0331）

日野病院
お元気で
すか
です

「クリスマスイベント」のお知らせ

クリスマス音楽祭

～伝統の舞と癒しの音楽でクリスマスを楽しもう～

日時：**12月15日（木）**

午後7時～午後8時（受付：午後6時30分～）

場所：日野病院外来待合ホール

内容（予定）：
・日野病院職員はんどべる部によるトーンチャイム
・巫女の舞 ・シンガーソングライターによるギター弾き語り ほか

ささやかなクリスマス
プレゼントも準備して、
皆さんのお越しをお待
ちしています。



～こんにちは、消費生活相談員です～

知って安心！消費生活のはなし



～定期購入が条件の健康食品に注意～

＜事例＞実家に帰ると健康食品の箱が多数あり、母あての請求書も届いていた。本人は「500円でお試し商品を買っただけなのに、その後毎月送ってくる」と困惑気味。ネットで調べると、初回が500円で、あとは毎月3,000円の定期購入の契約らしいことが分かった。母は申し込みの経緯を覚えていないようだ。

⇒自分でインターネットを見て申し込む場合もありますが、業者が消費者に直接電話をして勧誘しているケースもあるようです。電話勧誘の場合、契約書面が自宅に届いてから8日間以内にはがきなどで断ることのできる「クーリングオフ制度」がありますが、注文したことを忘れて書面を放置し、クーリングオフ期間が過ぎてしまうケースもみられます。一人暮らしの高齢者の場合は、家族など周囲の人の注意が必要です。

※消費生活相談室では消費生活にかかわるトラブルの相談を受け付けています。
また、身近な商品による事故の情報収集もしています。

※困ったなと思ったら、あきらめずに日野町消費者生活相談窓口へ
解決困難事案は法律相談会への紹介も行います。

▶消費生活相談窓口直通ダイヤル（電話 72 - 0336）※役場産業振興課内